



2007年9月21日

社団法人衛星放送協会  
株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ

秋田県における台風 11 号及び前線による被災者への  
10 月請求分の視聴料免除について

CS 衛星放送事業に関わる 108 社が組織する社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：植村 伴次郎）と株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ（本社：東京都渋谷区、代表取締役 執行役員社長：仁藤 雅夫）は、台風 11 号及び前線による大雨被害で秋田県において災害救助法が適用された市町村で「スカパー！」及び「e 2 b y スカパー！」を契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、10 月請求分（月額基本料<sup>※1</sup>、スカパー！及び e 2 b y スカパー！の PPV を含む月額視聴料、月刊ガイド誌料）を免除することを決定しました。

記

1. 免除対象地域（災害救助法適用日：2007 年 9 月 17 日）  
秋田県北秋田市（あきたけん きたあきたし）
2. 免除となる料金の内訳  
月額基本料<sup>※1</sup>、視聴料金<sup>※2</sup>（スカパー！及び e 2 b y スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます）、月刊ガイド誌料
3. お客様からの問い合わせ先  
ご相談専用ダイヤル  
TEL：0120-085-550（10：00～20：00、無休）

※1 スカパー！及び e 2 b y スカパー！の月額基本料となります。

※2 金額は、お客様の視聴契約内容によって異なります。